

誓約書

一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会 会長 殿
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 大阪本部長 殿

私儀、今般、入会の申込みにあたり、入会申込時並びに会員として承認された上は、下記事項を遵守することを誓約いたします。万一、下記事項を遵守しない場合及び違反した場合は、定款他諸規程に定める処分(除名等)を受けることがあっても異議を申しません。

1. 入会諸手続を完了し免許証の交付をうけるまでの間一切の営業行為はいたしません。
2. 宅地建物取引業法、関係諸法令及び貴協会定款等諸規程を遵守いたします。
3. 自主行動基準を遵守し、公正な取引を行います。
4. 貴協会の名誉を傷つけたり、信用を失墜する行為はいたしません。
5. 消費者及び取引関係者との業務上紛争の防止に努め、事故を起こさないよう細心の注意を払います。また、当社従業員の行いました行為についても個人代表者または法人として責任を負います。
6. 暴力団組織及び構成員等にかかわりを持ちません。
7. 会費等は遅滞なく納入いたします。なお、会費未納等により定款に定める処分を受けても異議を申しません。
8. 貴協会が行う各種諸事業には、積極的に参加いたします。
9. 宅建業法で定める法定研修(不動産業務研修会)、新入会員講習会及び支部機関が実施する研修会等に出席し自己啓発に努めます。また、専任の宅地建物取引士をはじめ従業員にもこれらの研修会を受講させ自己啓発に努めさせます。
10. 免許証番号(免許換等)、商号又は名称、事務所所在地、代表者、政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士、その他会員名簿記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届出いたします。
11. 不動産の表示に関する公正競争規約を遵守いたします。これに反した場合は、(公社)近畿地区不動産公正取引協議会より処分を受けても異議を申しません。
12. 屋外広告物法施行条例に違反する行為(電ビラ等)や街の美観を損ねる立看板等広告物の掲示は一切いたしません。なお、関連団体による撤去・廃棄等、どのような処置を受けるようなことがあっても異議を申しません。
13. 入会審査の結果、入会が認められなかった場合は、審査結果の内容及びその理由について問うことはいたしません。
14. 弁済事案を発生させた場合は、個人情報について官公庁や関係団体等に公開されても異議を申しません。

上記事項を確認した上で、署名いたします。(注)署名は必ず自筆ですること。

年 月 日

商号 又は 名称: _____

代 表 者 氏 名: _____

政令の使用人: _____

専任の宅地建物取引士: _____